

令和4年度第1回滝沢市総合教育会議 議事録

(令和4年6月27日(月)開催 13時30分～14時30分)

○(司会)企画政策課総括主査

ただ今から、令和4年度第1回滝沢市総合教育会議を開催します。はじめに、主濱市長より挨拶を申し上げます。

○(挨拶)市長

皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

また、日頃から、本市における学校教育、生涯学習、文化・スポーツの推進など幅広い分野に対し、御尽力を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本年度第1回目となる総合教育会議の開催に当たり一言御挨拶申し上げます。

社会に大きな変化をもたらした、新型コロナウイルス感染症の発現から2年以上が経過いたしました。その間、マスクの着用・ソーシャルディスタンスの確保・ワクチン接種の推進などの感染拡大を防止する取組が我々の日常生活に浸透しております。

最近では、ウイルス変異株の特徴を踏まえつつ、社会経済活動と感染症予防を両立させながら各種行事の再開に向けた取組も本格化してきており、本市においても3年ぶりにチャグチャグ馬コが開催されました。

市内小中学校においても、感染拡大防止に努めながら、効果的に教育活動を推進していただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

今後におきましても、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、児童生徒の学習環境の改善、そして、安全対策について、教育委員会と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

さて、本日は、「第2次滝沢市総合計画について」及び「滝沢市における就学援助制度及び実施状況について」の2件を議題とさせていただきます。

教育委員の皆様には、本市を取り巻く状況や、今後の方針・取組について、御理解を賜りながら、子供たちの未来のために、引き続き、御尽力をいただきたいと思います。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○(司会)企画政策課総括主査

続きまして、熊谷教育長より挨拶を頂戴いたします。

○(挨拶)教育長

令和4年度第1回総合教育会議を開催いただき、教育委員会を代表して御礼申し上げます。

コロナ禍にあって、教育現場、とりわけ学校現場では、感染対策に日々奮闘している状況であります。特にオミクロン株の流行以降は、小中学生の感染者が増加しております。以前は、学校閉鎖などにより対応しておりましたが、現在は学級に絞って、学級閉鎖の措置としておりまして、子どもたちの学びの保障に努めているところであります。今年度4月から6月までで、4校・6学級での学級閉鎖の措置となっております。

そのような学校現場の状況を考え、市長には様々な教育予算を確保いただいておりますことに、感謝しているところであります。

特にも、昨年に引き続き、各学校にスクールサポートスタッフ1名を1年間配置していただき、消毒作業、検温など教員の様々なサポートをしていただいております。これは、県内では本市のみの配置になっており、大変感謝しております。

本市のみの取組といたしましては、宿泊を伴う校外学習の場合に、家庭での朝の抗原検査実施のための予算240万円を計上していただきました。このことにより、安心して修学旅行、グリーンキャンプを実施できており、感謝しております。

また、新型コロナウイルス感染症予防として、これまでなかなか進めることができませんでした、学校トイレの洋式化について、希望箇所が100%完了と一気に進めることができました。あわせて御礼申し上げます。

この会議では、本来いじめに係る重大事案について協議することとなっておりますが、本市では現在いじめの重大事案はございませんので、本日は、コロナ禍にあって家庭の経済状況はどうなっているのか、市長はじめ教育委員の皆様も御心配のことと思いますので、今回、教育委員会ではこのことを提案したいと思っております。ぜひ説明させていただき、御協議いただければと考えております。

結びに、市長と教育委員が、総合教育会議の場で、教育政策の方向性を連携・共有することで、滝沢市の教育をより良い形に進めていきたいと考えておりますので、本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○（司会）企画政策課総括主査

ありがとうございました。それでは、ただ今から次第の「3議題」に移りたいと思います。ここからは、滝沢市総合教育会議運営要綱第2条の規定により、主濱市長に議長をお願いします。

○（議長）市長

それでは、皆様のお手元にあります次第に従って進めていきます。「3議題」の「(1)第2次滝沢市総合計画について」を議題にします。それでは事務局から説明をお願いします。

○（説明）企画政策課長

私の方から「第2次滝沢市総合計画について」を説明します。

まず、総合教育会議と総合計画の関係性について、改めて説明いたします。

総合教育会議につきましては、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関間における協議・調整の場として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定により、開催するものであります。協議・調整事項といたしましては、「大綱策定に関する事項」、「教育条件の整備等重点的に講ずべき施策について」、「児童、生徒等の生命等に関わる緊急の場合に講ずべき措置について」と定められております。また、協議・調整事項として定められております教育大綱につきましては、総合計画における生涯学習部門計画が本市の教育に関する基本となるものであることから、教育大綱として位置付け

定めることとしております。

このようなことから、本日の総合教育会議におきましても、議事として「第2次総合計画について」を取り上げ、皆様に御説明申し上げるとともに、教育委員の皆様からも御意見を伺いたいと考えているところであります。

それでは、第2次滝沢市総合計画について御説明申し上げます。本年度が第1次総合計画の最終年度となっております。現在、令和5年度からスタートする第2次総合計画の策定を進めているところであります。

まず、総合計画の体系につきましては、基本構想の期間を第1次総合計画と同じ8年間とし、総合計画の概要、基本的な考え方、将来像などについて定めることとしております。また、その基本構想8年間の前期と後期に分けて、4年ずつの基本計画を策定することとしております。基本計画におきましては、政策・重点事業などを定めることとしております。さらに、基本計画を進めるための具体的な計画として、毎年度実行計画を策定することとしております。

第2次滝沢市総合計画の基本構想の基本的な考え方についてであります。本市ではこれまで、第1次滝沢市総合計画において、滝沢市自治基本条例の理念の実現に向けて、市民の幸福感を育む地域環境の創出に取り組み、市民が安心して暮らせるセーフティネットの維持を図ってまいりました。

今後はこれまで行ってきた「幸福感を育む地域環境の創出」と「セーフティネットの維持」を踏まえつつ、一般社会において多様性がより重視されていることを踏まえ、市民それぞれの幸福や生きがいが、より広いレベルの「豊かな社会や集団、地域」に拡がり、それらの「場の幸せ」に繋がるような取組を進めていく必要があると考えております。

したがいまして、今回の第2次滝沢市総合計画基本構想においては、「場の幸せ」により着目し、「幸福感を育む地域環境の創出」を更に発展させる形で、「ウェルビーイングの実現に向けた地域環境の創出」を基本的考え方として掲げていこうとして、現在取組を進めております。

ウェルビーイングについてであります。個人的な幸せを示す「ハピネス」を、より長期的・持続的な幸せとして捉えたものが「ウェルビーイング」でございます。これは、個人だけではなく、個人を取り巻く「場」が持続的に良い状態であることを表し、「場の幸せ」とも表現されます。

ウェルビーイングは、「個人の現在の幸せ」から、「個人の将来の幸せ」に、そして、「個人を取り巻く場の持続的な幸せ」というように深化していくものであり、その意味では、ハピネスに比べ、より公共的な性格を持つものと考えております。

総合計画とウェルビーイングの関係性につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ウェルビーイングが深化して実現されることは、あらゆる世代の個人の幸せや充実の先に、まちを良くしたいと考える人が増えることにもつながるとされており、まちづくりの計画である総合計画で取り上げる意義は大きいものと考えております。

また、今回の総合計画では、「持続可能性」というキーワードを踏まえ、子どもたちや若者といった将来世代を見据えています。このことから、「現在の幸せ」も重要ですが、将来的な観点を加えた「持続可能な幸せ」といったことの重要性が特に高まっています。このことから、ウェルビーイングを総合計画の中で考えていくことは必要と考えております。

個人の幸せの実現を起点に、周りや社会の幸せに繋げていくというウェルビーイングの実現のためには、総合計画に基づき市民の皆さんと行政それぞれの役割を果たすことが重要でありますことから、市民の皆さんの役割としては、「自分の幸せ・充実に向かって行動すること、または他人の行動を応援すること」であり、行政の役割としては、「市民の皆さんが行動できるよう、環境の整備と基盤を維持する」ことであると考えております。

そして、市民の皆さんの主体的な行動を促すためには、滝沢市の気風として、自分の幸せとは何かを考え創造する、「創造性」の気風を持ったまちとなることが重要です。

この「創造性」を持ったまちづくりのためには「テクノロジー・技術」「タレント・才能、教育」「トレランス・寛容性」の3つTが必要とされています。そのため今回の総合計画では、これら3つのTに特に関連するものを、基本計画において重点プロジェクトとして位置付けることや、市の事業の中で実施していくことで、ウェルビーイングの実現を図っていきたいと考えております。

また、「トレランス・寛容性」を含む、地域や市全体の気風といった部分については、基本構想に指標を設定し、ウェルビーイングの実現に向けた現状を測定していくこととしております。

なお、ウェルビーイングを含む第2次滝沢市総合計画の考え方は、第1次滝沢市総合計画の流れを引き継いでいるものであることから、目指す「3つのT」やそのための事業についても、その多くはこれまで実施してきたものの延長線上にあると捉えております。

以上が令和5年度からスタートする総合計画の基本構想の骨子、ウェルビーイングの取組の必要性等となります。

概要ではありますが第2次総合計画の説明とさせていただきます。

○（議長）市長

市民の皆さんによくわかっていただくためにも、私たちが普段使っている言葉で解説していけば良いと考えております。つまりは、市民が本市で充実した人生をおくっていただければ良いということであって、充実した人生をおくるための環境を市民の皆さんの意見を聞きながら、構築していくという考えであります。また、本日は基本的な考え方の説明であり、具体的な展開戦略は現在検討中となっているものであります。

第2次総合計画について、御意見や御質問があれば承ります。

（意見なし）

○（議長）市長

では意見等ないようですので、次に進みます。

続きまして、(2)「滝沢市における就学援助制度及び実施状況について」教育委員会からの説明をお願いします。

○（説明）教育総務課長

私から「滝沢市における就学援助制度及び実施状況について」説明いたします。

就学援助制度による援助の概要についてであります。本制度は、学校教育法第19条

において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」との規定に基づき、市で「滝沢市児童生徒就学援助要綱」を定め、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助を実施しているものであります。

対象となりますのは、市内に住所を有し、小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は市外に住所を有し、滝沢市立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は準要保護者として、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市が認める者としております。準要保護の基準は、生活保護基準の1.3倍未満の方が対象となるよう設定しており、世帯構成により対象となる所得が異なります。

支援方法についてであります。学用品を購入する際に必要な経費や修学旅行費、学校給食費等を予算の範囲内で支給しております。支援の範囲は、対象者区分によって異なりますが、修学旅行費、医療費、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費等について支援を行っているところであります。

各援助費は、援助費目ごとの支給時期に学校からの報告を確認した上で、保護者が指定した銀行口座等に振り込んでいます。また、援助額につきましては、他自治体と同程度の支給となっております。

続きまして、就学援助対象者数の推移であります。

全国における、令和2年度の就学援助対象者数につきましては、1,333,732人となり、援助率は、14.52%となりました。9年連続で減少しており、全国では減少傾向にあります。

次に、岩手県における令和2年度就学援助対象者数は、10,748人、援助率は、12.42%となりました。こちらも、全国と同様に減少傾向にあります。

次に、本市の状況であります。市の令和3年度就学援助対象者数は、784人、前年度比39人の増、援助率16.11%となりました。過去10年連続で増加しており、対象者は10年間で約1.3倍に増加しております。なお、市の児童生徒数は、過去10年間、微増と微減を繰り返してはりましたが、今後は減少することが見込まれています。

本市の就学援助対象者の内訳をみますと、就学援助対象者のうち、要保護認定者は年々減少していますが、準要保護認定者は増加傾向にあり、10年間で約1.4倍に増加している状況にあります。

就学援助における新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。令和2年度における準要保護認定者のうち、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた」という理由で申請があったものは2件でした。しかし、令和3年度は99件、令和4年度は120件と増加しております。

次に、盛岡広域8市町及び県内他市における就学援助の実施状況についてであります。令和2年度の数値となりますが、盛岡広域8市町就学援助の実施状況については、本市は8市町中3番目の就学援助率となっております。また、県内14市中では、8番目の就学援助率となっております。

これまで説明いたしましたとおり、全国、県、本市の状況があるわけですが、援助が必要な方にはこれまでも適切に援助できているものと捉えておりますし、新型コロ

ナウウイルス感染症の影響もあり申請される方もいらっしゃると思いますので、引き続き適切に審査の上、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○（議長）市長

それでは、（２）の説明が終わりましたので、御意見又は御質問を承りたいと思います。

○（質問）教育委員

援助を受けている世帯が多いと実感しました。また、東日本大震災の被災自治体の就学援助率が10年を経過した現在でも高い状況にあり胸が苦しくなるような思いを感じました。全国・県では減少傾向にある中、滝沢市の援助率が増加しており、厳しい状況にありますことから、市にも必要な予算措置について対応をお願いしたいと思います。

○（議長）市長

法律に基づいた制度として行っているものであるが、就学援助に関して国からの財源措置はどのようになっているのか。

○（回答）教育総務課長

平成16年度までは国庫からの補助金として就学援助事業に係る特定財源として予算計上しておりましたが、平成17年度以降は地方交付税の算定項目へと変更された経緯があります。現在就学援助に要する費用は、特定財源としてではなく、地方交付税に算入されて交付されている形となっています。

○（意見）教育長

説明の中で一番感じるのは、就学援助率が全国・県では減少傾向にある中、滝沢市の援助率が増加傾向にあるという部分であります。

○（議長）市長

事務局では就学援助率が増えている要因をどのように捉えているのか。

○（回答）教育総務課長

なかなか明確な分析は難しいが、一つとして、窓口での相談や申請内容からひとり親世帯の転入の増加も要因と感じています。一般的に転居時には、地価・家賃水準、通勤・通学利便性など様々な要因を勘案して引っ越し先を選ぶと思われませんが、本市は、近隣自治体と比べると、様々な所得階層の方が転入しやすい条件もあると感じています。ひとり親世帯は他の世帯と比べると生活に困っている世帯の割合が多いことから、就学援助を受ける割合が高まる要因となるものと考えています。

ほかに、市の方針として、学校側に入学説明会時など機会を捉えて、積極的に就学援助制度を保護者に周知するようにしています。そのため、他自治体よりも就学援助率が高くなっていると考えています。

また一面では、就学援助率が高いということは、援助を必要としている方に必要な援助がしっかり届いているということでもあると考えています。

ここで、追加の説明資料を配付させていただきます。

(「学校給食費未納額と準要保護認定者数の推移」資料を配付。)

これは、学校給食費の未納額と準要保護認定者の推移を表した資料ですが、平成21年度学校給食費の約830万円の未納額があり、同年度の準要保護認定者数は、339人でした。その後、学校給食費の未納額は、大きく減少し、現時点では200万円以下となっています。逆に準要保護認定者数は増加していますが、この間教育委員会では、就学援助制度の周知を進めてきたところであります。

学校給食費は、就学援助制度により援助の対象となる費用であります。これらの推移からは、過去には、生活が困窮でありながらも、就学援助を申請せず支援の対象となっていなかった方も一定程度いたものの、制度の周知等を進めた結果、援助対象者が増加し、そのことが学校給食費の未納額の減少にも繋がっているものと考えております。

今後も、周知等を行い、援助を必要としている方に、援助が届くよう努めてまいります。

○（質問）教育委員

滝沢市は子どもが育てやすく、手厚い支援を行っているという理解でよいのでしょうか。

○（回答）教育総務課長

様々な支援があることを積極的にお知らせして、困っている方にはしっかり対応していきたいということであります。

○（質問）教育委員

学校給食費の未納が200万円程度からなかなか減少していかないのは、支援が届いていない家庭があるという理解なのか、それともほかの要因があるものなのでしょうか。

○（回答）教育総務課長

就学援助の認定に当たりましては、収入等一定の基準に基づいて審査しており、生活にお困りの方は援助を行っているかと捉えております。学校給食費の未納につきましては、基準以上の収入がある世帯において未納となっている御家庭があるということであると考えております。

○（意見）教育長

平成21年度の未納額が830万円を超えるなど、学校給食費の未納は、大きな問題でありました。その後、給食運営委員会などで、様々な議論を行い、またPTAに働きかけるなどの取組を行い、平成24年度には、未納額を350万円程度まで減らすことができました。その中では、困っている世帯に支援の情報などが届いていないのではないかとという課題があり、さきほど課長が説明したとおり、入学説明会などで積極的に就学援助の周知などを行ってきました。そういった取組などにより、援助を受ける方は増えてきているものの、学校給食費の未納額は減ってきたものと考えています。現在の未納額は年度によ

り差はあるものの、平成29年度からは200万円前後となっています。就学援助の対象にぎりぎり至らないものの生活に困っている世帯、また、収入があるものの未納となっている世帯も少数ながらあると思いますが、いずれ過去に比べると非常に減っており、収納率も県内上位で99%を超えている状況であります。就学援助の周知は学校給食費の未納額の減少にはいい影響を与えているものであると考えております。

また、子どもの貧困は、一般的に6人に1人とも言われております。本市の就学援助率に当てはめると、同等の割合となり、本市においては、支援を必要としている子どもへの支援は届いているとも言え、本市の就学援助制度は適切に運用されていると考えております。

○（議長）市長

そのほか、御意見や御質問はありませんか。

（意見なし）

○（議長）市長

では意見等ないようですので、「滝沢市における就学援助制度及び実施状況」につきましては、これで終了といたします。

以上で本日の議題を終わらせていただきたいと思います。

○（司会）企画政策課総括主査

議題につきましては、終了となりますが、その他ということで何かございますか。

○（説明）企画政策課長

資料配付をしておりましたが、本年度8月6日から8日までの日程でビッグルーフ滝沢において、岩手県及び岩手県原爆被害者団体協議会主催による原爆写真パネル展等が開催されます。本市と市教育委員会も後援しておりますので、添付のチラシのとおり御案内いたします。

○（司会）企画政策課総括主査

ほか、その他ということで何かございますか。

ないようですので、令和4年度第1回滝沢市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。